

離婚に関連する届には以下のものがあります。但し一般的な場合について説明しておりますので、詳しくは担当窓口におたすください。

R7. 12. 29時点

区役所 〔総務部・保健福祉部〕、北須磨支所（市民課・保健福祉課）

項 目		届出期間	必 要 書 類	窓口
離婚届	* 届出先…夫婦の本籍地又は届出人の所在地です。 * 届出人…協議離婚は夫・妻、調停・和解・請求の認諾・審判・判決離婚は原則申立て人です。 ・協議離婚の場合は成人2名の証人の自署が必要です。 ・離婚届のみでは子供の戸籍を離婚後の母又は父の戸籍に移すことはできません。希望する場合は別途下記「入籍届」が必要です。 ・離婚により住所の変更があった場合は別途住所異動届が必要です。	調停・和解・請求の認諾・審判・判決離婚は確定の日から10日以内	・離婚届書 ・調停・和解・請求の認諾の場合は各調書の謄本 ・審判・判決離婚の場合…審判書又は判決の謄本及び確定証明書 ・本人確認書類（協議離婚の場合） ・届出人の印鑑（任意）	市民課
離婚の際に称していた氏を称する届 （離婚届と同時に届出可）	* 離婚により旧姓にもどる夫又は妻が、離婚後も婚姻中の氏の使用を希望する場合の届出です。 * 届出先…届出人の本籍地又は所在地です。 * 届出人…離婚により旧姓にもどる夫又は妻です。	協議離婚届出日、調停等の成立日、審判、判決等の確定日から3カ月以内	・離婚の際に称していた氏を称する届書 ・届出人の印鑑（任意） （離婚後3カ月以上経過した場合は「氏変更届」となり、家庭裁判所の許可審判書と確定証明書が必要となります）	
入籍届 （離婚届と同時に届出不可）	* 婚姻中の戸籍に記載されている子供の戸籍を、離婚により婚姻中の戸籍から除かれた夫又は妻の戸籍に移す場合の届出です。 * 届出先…入籍する子の本籍地又は届出人の所在地です。 * 届出人…入籍する子（但し、子が15歳未満の場合は親権者である母又は父）です。		・入籍届書 ・家庭裁判所の許可審判書謄本 ・届出人の印鑑（任意）	
印鑑登録届	婚姻中の氏が含まれた印鑑で印鑑登録をしており、離婚により氏変更があった場合は、離婚届出により登録は自動的に廃止されます。 新しい氏の印鑑登録を希望する場合は再度登録申請が必要です。		・新たに登録する印鑑 ・代理人が申請する場合は委任状と代理人の印鑑 ・即日交付を希望する場合は本人が来庁し、官公署発行の顔写真付で改ざん防止処理がされた身分証明書（例：運転免許証、パスポート等）の持参が必要	
マイナンバーカード	離婚により氏を変更された場合は、カードに変更後の氏名を記載しますので、カードをご持参ください。		マイナンバーカード（個人番号カード）	
電子証明書	離婚により氏を変更された場合は、署名用のみ自動的に失効になりますので、必要に応じて新たに手続きをしてください。		マイナンバーカード	出入国在留管理局 神戸支局 078-391-6378
外国人住民の方	住民票の通称（名）の変更をご希望の場合は、ご相談ください。		個々の状況により、必要書類をお願いすることがあります。	
	特別永住者以外の中長期在留者の方は、出入国在留管理局で手続きが必要な場合があります。ご確認ください。	離婚日から14日以内	出入国在留管理局でお尋ねください。	
国民健康保険	離婚により配偶者及び子ども等が社会保険の扶養対象でなくなり、国民健康保険に加入する場合は届出が必要です。	社会保険資格喪失日から14日以内	・健康保険資格喪失証明書 ・同じ世帯で既に国民健康保険加入者がいる場合はその方の「資格確認書」「資格情報のお知らせ」のいずれか ・マイナンバーカード	保険年金医療課 国保年金係
	現在国民健康保険に加入している方で、離婚により氏の変更があった場合は国民健康保険の氏修正が必要です。	変更日から14日以内	・「資格確認書」「資格情報のお知らせ」のいずれか ・マイナンバーカード	

裏面につづく

項 目	説 明	届出期間	必 要 書 類	窓口
国民年金	・国民年金第3号被保険者が離婚した場合は、第1号被保険者への変更届出が必要です。 ・国民年金保険料の納付が必要です。 ・経済的に保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除・納付猶予申請をしてください。	離婚日から14日以内	・マイナンバーカードまたは基礎年金番号がわかるもの (年金手帳・基礎年金番号通知書など)	保険年金医療課 国保年金係
ひとり親家庭等 医療費助成の申請	母子家庭の母・児童、父子家庭の父・児童の医療費の自己負担額の一部を助成します。(所得制限あり) 神戸市 ひとり親医療 検索 	お早めに	・マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせのいずれか ・ひとり親家庭等であることを証明する書類(戸籍謄本または児童扶養手当証書) ※詳細は介護医療係窓口にて、ご相談ください。	保険年金医療課 介護医療係
児童手当	・離婚により18歳到達後最初の3月31日までの児童の養育者が変更になったときに届出が必要です。 ・手続きが遅れると手当を受給できない月が発生しますので、ご注意ください。 ・オンライン申請が可能です。 【新たに受給者になる方はこちら】 【現在受給中の方はこちら】   ・ただし、公務員の場合は勤務先で手続きしてください。	離婚日の翌日から15日以内	請求者の ・マイナンバーが分かる書類 ・振込口座がわかるもの ・本人確認書類 ・【3歳未満の子を養育している方のみ】マイナポータルでダウンロードした「医療保険の資格情報」画面(保険者から交付された「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」でも可) ・その他個々の状況により別途書類が必要になる場合がございます。	保健福祉課 こども福祉担当
児童扶養手当	・離婚等によりひとり親として児童を養育している方が対象です。(所得制限があります。) ・対象児童は18歳到達後最初の3月31日まで(ただし特別児童扶養手当受給児童は20歳の誕生日の前日まで)。 ・請求月の翌月分から支給します。	お早めに	窓口にて、必要書類等、ご相談ください。	
就学援助	学用品や給食などの費用にお困りのご家庭への援助を行っています。小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期課程)に在籍しているお子様の保護者が対象です。ただし、所得制限があります。 神戸市 就学援助 検索 神戸市ホームページ 	お早めに	申請方法、必要書類については学校からお配りしている「神戸市就学援助新規申請受付のお知らせ」か、神戸市ホームページをご覧ください。	教育委員会事務局 学校経営支援課
厚生年金の分割請求	「離婚分割」は、離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれの自分の年金とすることができる制度で、「合意分割制度」と「3号分割制度」があります。	離婚後2年以内	お早めに、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターへお問合せください。 ※年金分割割合を定める調停等の長期化により離婚後2年を経過した場合は、調停等の成立日から6ヶ月以内であれば手続き可能です。(調停等の成立日が令和2年8月2日以前の場合は1ヶ月以内)	年金事務所 または 年金相談センター
犬の登録	離婚により氏を変更された場合、犬の飼い主自体が変更になった場合は、犬の登録事項変更届が必要です。飼い主変更の場合は、新しい飼い主が手続きしてください。	変更日から30日以内	詳しくは市HP「飼い犬の登録と狂犬病予防注射」をご確認ください。	生活衛生ダイヤル 078-771-7497

手続きは住民登録をされている区役所・支所でしてください。

東灘区 ☎841-4131
長田区 ☎579-2311

灘 区 ☎843-7001
須磨区 ☎731-4341

中央区 ☎335-7511
北須磨支所 ☎793-1212

兵庫区 ☎511-2111
垂水区 ☎708-5151

北 区 ☎593-1111
西 区 ☎940-9501

北神区 ☎981-5377